

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 外務省 ）

制 度 名	法人税率の引き下げ			
税 目	法人税			
要 望 の 内 容	<p>対日直接投資を通じた日本経済の活性化を促進するため、現在国際的に比較し高水準にある法人税率を引き下げ、投資誘致上の国際競争力を高める。</p> <p>（参考）米：40.75%、仏 33.33%、独 29.83%、英 28.00% （数字は財務省HPより）</p> <table border="1" data-bbox="1015 904 1490 999"> <tr> <td data-bbox="1015 904 1222 999">減収見込額 （平年度）</td> <td data-bbox="1222 904 1490 999">百万円</td> </tr> </table>		減収見込額 （平年度）	百万円
減収見込額 （平年度）	百万円			
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>現行法人税実効税率（国税・地方税で 40.69%）は米を除く主要国（欧州・中・韓）と比して高く、投資誘致上の一つの阻害要因となっている。各国は投資誘致を通じた経済活性化のため低めの法人税を設定することが潮流となっており、この流れに適応した税制に改めることが必要である。</p>			

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	11. 分野別外交 4. 国際経済に関する取組 (5) 海外の日本企業支援と対日投資の促進
	政策の達成目標	国際的に比較して相対的に高い現行の法人税率は、投資誘致上の阻害要因の一つとなっていることから、当該税制見直しにより、対日直接投資促進をはかり、我が国経済活性化、雇用機会増大につなげる。
	租税特別措置の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法の施行 ・ 税制上の特例措置（欠損金の繰越期間の延長） 欠損金の繰越し期間については通常5年のところ、事業開始後5年以内に発生したものについては10年間の繰越しを認める特例。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	政策の達成状況	
	租税特別措置の適用実績	
	租税特別措置による政策の達成目標の実現状況等	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	

これまでの
要望経緯